

事 案 の 公 示

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に係る事業計画変更の事前届出書

近運自一公示第 1 号

令和 7 年 6 月 1 6 日

近 畿 運 輸 局

事案 番号	件名	届出事業者名	休止又は廃止しようとする路線 (起点・終点)	運 行 系 統	休止又は廃止の予定日	休止又は廃止を必要とする 理由
1	休止	神姫バス株式 会社	起点 (1) : 兵庫県神戸市北区八多町 上小名田 4 7 - 1 地先 (上小名田交差点) 終点 (2) : 兵庫県神戸市北区大沢町日西原 2 4 9 2 - 3 地先 (日西原交差点) キロ程 6 . 3 km 起点 (3) : 兵庫県神戸市北区長尾町上津 2 0 7 - 6 地先 (大江橋西交差点) 終点 (4) : 兵庫県神戸市北区上津台 4 丁目 3 - 1 地先 キロ程 1 . 0 km 起点 (5) : 兵庫県神戸市西区伊川谷町 布施畑 8 0 4 地先 (布施畑交差点) 終点 (6) : 兵庫県神戸市西区押部谷町木津 2 7 - 2 地先 (木幡駅南交差点) キロ程 6 . 2 km	4 6 1 (押部谷 (栄) ~ 白 川・夢野 2 丁目 ~ 神 戸駅) 5 8 5 - 2 (三田駅 ~ イオンモ ール神戸北・上津公 園前・大沢・藤原台 北町 5 丁目 ~ 岡場駅 前)	2 0 2 6 年 4 月 1 日 (休止期間 : 2 0 2 6 年 4 月 1 日 ~ 2 0 2 7 年 3 月 3 1 日)	廃止を予定する運行系統について は、人口減少の影響を受け利用者の減 少が続いており、便数の見直しなどを 実施しコストを抑えながらの路線維持 を続けてきたものの、今後、利用者増 加の見込みもなく、また、運転士不足 も深刻化していることから、これ以上 の運行継続は困難と判断し、路線を休 止する運びとなった。

【意見の聴取申請に関する事項】

本事案に関して、道路運送法第 1 5 条の 2 第 2 項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から 1 0 日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を近畿運輸局自動車交通部旅客第一課又は管轄運輸支局輸送（輸送・監査、企画輸送・監査）部門まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた方に対して、実施予定日の 1 0 日前までに通知いたします。

【参 考】

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第 1 5 条の 2 第 1 項の規定により、実施予定日の 6 ヶ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条の第 3 項及び第 4 項に基づく休廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。